

| | |
|--------------------|---|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法 <ul style="list-style-type: none"> 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 第186条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。 第191条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。 ・ 公職選挙法 <ul style="list-style-type: none"> 第19条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月(第二十二條及び第二十四條第一項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。 第275条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。 5. 市町村が第147条の規定により処理することとされている事務（国の選挙の公職の候補者等及び当該国の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る。）並びに第201条の11第11項及び第201条の14第2項の規定により処理することとされている事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る。） ・ 検察審査会法 <ul style="list-style-type: none"> 第10条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。 ・ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> 第21条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。 |

事務事業概要書

| | | | |
|--------------|-------------|-------------|------------|
| 部名 | 選挙管理委員会事務局 | 課かい名 | 選挙管理委員会事務局 |
| 事務事業名 | 各種選挙の管理執行事務 | | |

| | |
|-------------|--|
| 事業概要 | <p>地方自治法法定受託事務として公職選挙法等の規定に基づき、国政選挙（衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査、参議院議員通常選挙）及び地方選挙（県議会議員選挙、県知事選挙）を適正に管理執行します。</p> <p>公職選挙法等の既定に基づき、市議会議員選挙及び市長選挙を適正に管理執行します。</p> |
|-------------|--|

| 活動名 | 活動種別 | 活動時期 | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 1 選挙事務の打ち合わせ | 選挙事前準備 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 2 ポスター掲示場借用・設置・撤去 | 選挙事前準備 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 3 選挙人名簿の調製 | 選挙事前準備 | | | ■ | | | ■ | | | ■ | | | |
| 4 投票所入場整理券の作成・発行 | 選挙事前準備 | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | | |
| 5 選挙啓発・選挙公報の発行 | 選挙の管理執行 | | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | |
| 6 投票管理者及び職務代理人、立会人の選任 | 選挙事前準備 | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | | |
| 7 開票管理者（選挙長）、職務代理人、立会人の選任 | 選挙事前準備 | | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | |
| 8 投票所及び開票所事務従事者の委嘱 | 選挙事前準備 | | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | |
| 9 期日前投票及び不在者投票の実施 | 選挙の管理執行 | | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | |
| 10 選挙運動の管理 | 選挙の管理執行 | | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | |
| 11 選挙当日の投・開票事務の実施 | 選挙の管理執行 | | | | ■ | | | ■ | | | ■ | | |
| 12 立候補届出受付事務 | 申請等受付 | | | | | | | | | | | | |
| 13 選挙会の実施 | 選挙の管理執行 | | | | ■ | | | ■ | | | ■ | | |
| 14 当選告知書の送付及び当選証書の付与 | 選挙後の事務 | | | | | | | | | | | | |
| 15 選挙事務全般の課題等の検証 | 検討 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

※衆議院選挙を7月中旬、10月初旬、1月中旬に設定

| 法的 実施根拠 | あり |
|--------------------|---|
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法 <p>第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務（衆議院議員又は参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査）</p> <p>第2条第9項第2号に規定する第二号法定受託事務（県議会議員又は県知事の選挙）</p> <p>第186条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。</p> ・ 公職選挙法 <p>第5条 この法律において選挙に関する事務は、特別の定めがある場合を除くほか、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙については中央選挙管理会が管理し、衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理する。</p> <p>第275条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p>三 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>2 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務とする。</p> <p>一 都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p> ・ 最高裁判所裁判官国民審査法 <p>第57条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|--|
| 根拠法令 抜粋 | <p>・公職選挙法</p> <p>第6条 総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・ 地方自治法</p> <p>第74条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。</p> <p>第76条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。</p> <p>第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。</p> <p>第81条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。</p> |

| 法的 実施根拠 | あり |
|------------|--|
| 根拠法令 抜粋 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法 <p>第96条 1 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法 <p>第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日本国憲法の改正手続に関する法律・ 茅ヶ崎市自治基本条例 <p>第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> |